

答 申 第 133 号
令和 4 年 3 月 15 日

兵庫県公安委員会
委員長 大 内 ますみ 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 6 月 18 日付け兵公委発第 474 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 加古川警察署保有の物件処分書（令和 2 年度受理番号 1877 号）に係る対象動物の画像
- 2 高砂警察署保有の物件処分書（令和 2 年度受理番号 745 号）に係る対象動物の画像
- 3 川西警察署保有の物件処分書（令和 2 年度受理番号 1725 号）に係る対象動物の画像
- 4 赤穂警察署保有の物件処分書（令和 2 年度受理番号 417 号）に係る対象動物の画像

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和2年12月9日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 対象公文書

本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次に掲げる公文書である。

- (1) 加古川警察署保有の物件処分書（令和2年度受理番号1877号）に係る対象動物の画像
- (2) 高砂警察署保有の物件処分書（令和2年度受理番号745号）に係る対象動物の画像
- (3) 川西警察署保有の物件処分書（令和2年度受理番号1725号）に係る対象動物の画像
- (4) 赤穂警察署保有の物件処分書（令和2年度受理番号417号）に係る対象動物の画像

3 実施機関の決定

令和2年12月21日、実施機関は、本件対象公文書の不存在を理由として公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和3年2月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和3年6月18日、兵庫県公安委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、物件処分書に係る対象動物の画像を公開するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

画像は作成していない、若しくは、廃棄しているため保有していないとのことだが、各警察署の会計課に問い合わせたところ、保存していることを聞き取りしている。

警察本部会計課からない理由として、写真撮影するかどうかは各警察署の判断で、拾得物全ての画像を撮ることはしておらず、保存はしていない、という説明をしているが、動物以外の物は警察署で保管ができるが、命ある動物は警察署で保管するのは難しいため、協力してくれる方があれば、公示期間中の3か月預かりをしているが、警察署に迷子探しの問い合わせがあったとき、画像がなければ確認はできないと思う。三田警察で令和2年度保存している過去の画像から飼い主に返還になった犬もあった。

落とし物ホームページでは拾得日から3か月後の保管満了日が記載されているが、物件処分書の4件いずれも遺失物法（平成18年法律第73号）の公示を終わらずに、動物愛護センターに処分依頼をして殺処分になっている。4件とも公示も保管もされず遺失物法違反である。所有者でない別の方に返還した事例もあったと聞いたが、飼い主から警察に問い合わせがあっても画像がなければ、自分の犬や猫だとはっきり証明することはできなくなる。画像がないというのは、証拠隠滅になるので、公開を求める。

2 反論書、意見書及び口頭意見陳述

この4件については画像の問い合わせはしていないが、以前、複数の警察署に画像について問い合わせ、保存していることを聞き取りしている。

川西警察署には、2020年5月8日に問い合わせ、「預かり先にも飼い主から問い合わせがあったときに確認できるように画像は公文書につけてある」と

いう回答だった。また、保存期間については、「公文書の保存期間が3年なので、3年残っていることもあるし、3か月の公告期間中は絶対に保存している。返還になっても残っている」という回答だった。同日に加古川警察署の会計課からも、画像は「返還になろうと、譲渡になろうと公文書につけて3年保存している」と聞いている。それぞれ、録音の証拠もある。

後になって、存在しないと口裏合わせをするような警察には不信感を覚える。

「遺失物等の写真はない」等の弁明は全て嘘で、遺失物の証拠をなくすことは論外である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

本件対象公文書については、作成していない、若しくは、廃棄しているため、保有していないことから、非公開決定を行ったものである。

2 本件対象公文書について

拾得物件については、遺失物法、同法施行規則等に基づき事務処理がなされているが、画像を作成しなければならないとの規定はない。

また、遺失者からの問い合わせに対して遺失日時、場所、特徴等について詳細に確認することにより物件の所有者を確認することができるため、画像を作成する必要性がなく、業務所管課から各警察署に対して画像を作成する指示もしていない。

そのため、画像の作成については、各警察署の判断に委ねられており、例えば何度も拾得物件として取扱いのある場合に作成している警察署もあると思われるが、画像を廃棄する時期を判断するのも警察署となる。

加古川警察署、高砂警察署、川西警察署及び赤穂警察署（以下「本件4警察署」という。）において、ロッカー内の書類、外部記録媒体のデータ等を調査したが、本件対象公文書は保有していなかった。

また、本件4警察署において、本件対象公文書を当初から作成していなかったのか、作成した後廃棄されたのかは不明であるが、仮に本件対象公文書を作成した場合も、物件を動物愛護センターへ引き渡した後は不要であるため、廃棄していると考えられる。

なお、本件対象公文書を作成するとすれば、デジタルカメラで物件を撮影する

こととなる。撮影した物件の画像データについては、兵庫県警察情報システムの利用及び管理対象情報の取扱いに係る警察職員の遵守事項について(平成28年9月20日付け例規甲第31号。以下「本件例規」という。)第3の5(1)において、「職員は、電磁的記録媒体に保存された管理対象情報が職務上不要となった場合には、速やかに当該情報を消去しなければならない」と定められているとともに、本件4警察署において物件の画像データを保有していないことも確認している。

以上のとおり、本件対象公文書を「作成していない、若しくは、廃棄しているため、保有していない」ことから、本件処分を行った。

3 文書が存在する蓋然性に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、「各警察署の会計課に問い合わせたところ、保存していることを聞き取りしている」旨を主張しているが、本件4警察署の会計課に確認したところ、いずれの警察署においても、「審査請求人からの問い合わせは受けていない。」旨を確認している。

次に、「拾得された動物については、協力してくれる市民がいれば、公示期間中の3か月間は預かってくれる場合があるが、その間に問い合わせがあれば画像がなければ確認はできない」旨の審査請求人の主張について、遺失物法に基づき3か月間の保管委託が可能であり、その間に、遺失者からの問い合わせがあれば、遺失日時、場所、特徴等について詳細に確認することにより特定ができるので、画像がなければ確認できないことはない。

本件対象公文書が存在する蓋然性はなく、非公開とした情報は、いずれも公文書が不存在のため、審査請求人が申し立てる「画像がないというのは証拠隠滅になる」旨の主張には理由がない。

4 拾得事務の違法性に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、兵庫県警における拾得物件に係る事務の違法性について、「落とし物ホームページでは拾得日から3か月後の保管満了日が記載されているが、物件処分書の4件いずれも遺失物法の公示を終えずに、動物愛護センターに処分依頼をして殺処分になっている。4件とも公示も保管もされず遺失物法違反である。」と主張している。

公告については、遺失物法第7条第3項に「警察署長は、第1項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。」と定められ、同条第1項に定められた物件の種類及び特徴、物件の取得の日時及び場所等の事項について記録した拾得物件一覧簿を各警察署に備え付け、いつでも関

係者に自由に閲覧させるよう公告している。

なお、遺失物で定められているのは「公告」であり、審査請求人が申し立てる「公示」は定められていない。

一方、ホームページでの公表については、同法第8条第2項に「警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。」と定められている。これは遺失者の利便性を高めるため、兵庫県警察が取り扱っている拾得物件のみならず全国警察が取り扱っている拾得物件についても、インターネットでの検索を可能にしたもので、「公告」と同じものではない。

したがって、審査請求人が主張する遺失物法違反には該当しない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

本件対象公文書の保有の有無について、実施機関は、本件4警察署において、ロッカー内の書類、外部記録媒体のデータ等を調査したが、本件対象公文書は保有していなかったこと及び本件対象公文書を当初から作成していなかったのか、作成した後廃棄されたのかは不明であるが、仮に本件対象公文書を作成した場合も、物件を動物愛護センターへ引き渡した後は不要であるため、廃棄していると考えられることから、「作成していない、若しくは、廃棄しているため、保有していない」と説明する。

本件対象公文書について調査した範囲や、電磁的記録媒体に保存された管理対象情報の取扱いを規定した本件例規を踏まえると、本件対象公文書を保有してい

ないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とまでは言えず、他に本件対象公文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関において、本件対象公文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年6月18日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、審査請求人の反論書を受領
令和3年7月16日	・ 審査請求人から同月14日付け意見書を受領
令和3年9月7日 第2部会（第91回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年10月21日 第2部会（第92回）	・ 審査請求人の意見陳述
令和3年12月23日 第2部会（第93回）	・ 審議
令和4年2月4日 第2部会（第94回）	・ 審議
令和4年3月9日 第2部会（第95回）	・ 審議
令和4年3月15日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男